

3－2 水道法その他関係法令

5 関係法令集

5. 1 水道法（抄）

（昭和三十二年法律第七十七号）
（改正 令和元年法律第三十七号）

第一章 総則

（用語の定義）

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2～6 省略

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第六章 簡易専用水道

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

5. 2 水道法施行令（抄）

（昭和三十二年政令第三百三十六号）
（改正 令和元年政令第百八十三号）

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接直結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

スカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

5. 3 水道法施行規則（抄）

（昭和三十二年厚生省令第四十五号）
（改正 令和三年厚生労働省令第八十八号）

第4章 簡易専用水道 （管理基準）

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5. 4 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成九年厚生省令第十四号)

(改正：令和二年厚生労働省令第三十八号)

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

(耐圧に関する基準)

第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパ

5. 5 水質基準に関する省令（抄）

（平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号）
（改正：令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号）

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水質基準に関する省令

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1. 水質基準項目と基準値（51 項目）

（令和2年4月1日施行）

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下	塩化物イオン	200mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	蒸発残留物	500mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	色度	5 度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	濁度	2 度以下
臭素酸	0.01mg/L 以下	（空白）	（空白）

2. 水質管理目標設定項目と目標値（27 項目）

（令和2年4月1日施行）

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L 以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下（暫定）	遊離炭酸	20mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L 以下	臭気強度（TON）	3 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
二酸化塩素	0.6mg/L 以下	濁度	1 度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）	pH 値	7.5 程度
抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）	腐食性（ランゲリア指数）	－1 程度以上とし、極力0に近づける
農薬類（注）	検出値と目標値の比の和として、1 以下	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が2,000 以下（暫定）
残留塩素	1mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下
（空白）	（空白）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L 以下（暫定）

3. 要検討項目（46 項目）

（令和 3 年 4 月 1 日施行）

項目	目標値 (mg/l)	項目	目標値 (mg/l)
銀及びその化合物	－	フタル酸ブチルベンジル	0.5
バリウム及びその化合物	0.7	ミクロキスチン-LR	0.0008(暫定)
ビスマス及びその化合物	－	有機すず化合物	0.0006(暫定) (TBTO)
モリブデン及びその化合物	0.07	ブロモクロロ酢酸	－
アクリルアミド	0.0005	ブロモジクロロ酢酸	－
アクリル酸	－	ジブロモクロロ酢酸	－
17-β-エストラジオール	0.00008(暫定)	ブロモ酢酸	－
エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定)	ジブロモ酢酸	－
エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	トリブロモ酢酸	－
エピクロロヒドリン	0.0004(暫定)	トリクロロアセトニトリル	－
塩化ビニル	0.002	ブロモクロロアセトニトリル	－
酢酸ビニル	－	ジブロモアセトニトリル	0.06
2, 4-トルエンジアミン	－	アセトアルデヒド	－
2, 6-トルエンジアミン	－	MX	0.001
N, N-ジメチルアニリン	－	キシレン	0.4
スチレン	0.02	過塩素酸	0.025
ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001
トリエチレンテトラミン	－	アニリン	0.02
ノニルフェノール	0.3(暫定)	キノリン	0.0001
ビスフェノールA	0.1(暫定)	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
ヒドラジン	－	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2
1, 2-ブタジエン	－	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	－
1, 3-ブタジエン	－	(空白)	(空白)
フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	(空白)	(空白)

4. 水質基準に関する最新の省令及び農薬類については厚生労働省の下記ホームページを参照のこと。

(1) 「水道水質基準について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/ki jun/ki junchi. html>

- へ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。
- 二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。
- ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。
- 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

5. 6 建築基準法（抄）

（昭和二十五年法律第二百一号）
（改正：令和三年法律第四十四号）

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）

第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

5. 7 建築基準法施行令（抄）

（昭和二十五年政令第三百三十八号）
（改正：令和三年政令第二百九十六号）

第五章の四 建築設備等

第一節の二 給水、排水その他の配管設備

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第二百二十九条の二の四 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第二百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第二十項の準耐火構造の防火区画、第一百十三条第一項の防火壁若しくは防火床、第一百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面

積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 省略

- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

以下省略

5. 8 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

（昭和五十年十二月二十日建設省告示第千五百九十七号）

（改正：平成二十二年三月二十九日国土交通省告示第二百四十三号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の二の五第二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第一 飲料水の配管設備は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - (ろ) 直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
 - (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。
 - (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。
 - (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
 - ロ イの場合以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害なものの貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。
 - (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。
- 第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 排水管
 - イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - ロ 次に掲げる管に直接連絡しないこと。
 - (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
 - (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
 - (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
 - (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管
 - ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二～六 省略

第三 適用の特例

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一、（第一号ロを除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、通用しない。ただし、二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第一第二号の規定の適用があるものとする。

5. 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）

（昭和四十五年法律第二十号）

（改正：平成三十年法律第三十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（保健所の業務）

第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

- 一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- 二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第二章 特定建築物等の維持管理

（建築物環境衛生管理基準）

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

（特定建築物についての届出）

第五条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2～3 省略

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

以下省略

5. 1 0 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

（昭和四十五年政令第三百四号）

（改正：令和元年政令第百八十三号）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

（省略）

- 二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 省略

- 三 省略

5. 1 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

（昭和四十六年厚生省令第二号）

（改正：令和二年厚生労働省令第百九十六号）

第一章 特定建築物の維持管理

（特定建築物についての届出）

第一条 省略

一～三 省略

四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号。以下「令」という。）以下省略

第二条～第三条の十八 省略

（令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的）

第三条の十九 令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けた者が経営する施設（第四条の二において「旅館」という。）における浴用を除く。）に供することとする。

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

- 一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。
 - 二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置
 - 三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
 - 四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
 - ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
 - ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
 - 五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
 - 八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。
- 2 令第二条第二号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。
- 以下省略

5. 1 2 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

（平成十五年七月二三日厚生労働省告示第二百六十二号）

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を次のように定め、平成十五年十月一日から適用する。

改正文（令和元年六月二八日厚生労働省告示第四八号）抄
令和元年七月一日から適用する。

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

第一 総則的事項

- 一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、当該簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）の依頼に基づき実施すること。
- 二 検査は、清潔な作業衣を着用する等の衛生的な配慮の下に行うこと。
- 三 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

第二 検査項目

検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。

第三 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

- 一 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査は、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、当該簡易専用水道に設置された水槽（以下「水槽」という。）の水を抜かずに、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
 - 2 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
 - 3 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第一に定めるところによる。

第四 給水栓における水質の検査

- 一 給水栓における水質について、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - 2 残留塩素に関する検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第二に定めるところによる。

第五 書類の整理等に関する検査

- 一 次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行うものとする。
 - 1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
 - 3 水槽の掃除の記録
 - 4 その他の管理についての記録
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第三に定めるところによる。

第六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第二の規定にかかわらず、水道法第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることができる。この場合において、当該書類検査に係る書類は、設置者が別表第一から別表第三までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、建築物衛生法第十条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出するものとする。

第七 検査後の措置

- 一 検査者は、検査終了後、次に掲げる措置を行うものとする。
 - 1 設置者に検査済みを証する書類を交付すること。この場合において、当該書類には次に掲げる事項を記載すること。
 - （一） 検査機関の名称及び所在地
 - （二） 検査員の氏名
 - （三） 簡易専用水道を有する施設の名称及び所在地
 - （四） 設置者の氏名又は名称

- (五) 簡易専用水道を有する施設の概要
 - (六) 水槽の数、有効容量、形状、設置場所及び材質
 - (七) 検査の結果
 - (八) その他必要な事項
- 2 検査の結果、別表第一から別表第三までに掲げる判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこと。
- 3 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、2に掲げるもののほか、直ちに当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）にその旨を報告するよう助言を行うこと。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、厚生労働大臣に報告するよう助言を行うこと。
- (一) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
 - (二) 水槽内に動物等の死骸がある場合
 - (三) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
 - (四) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
 - (五) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
 - (六) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

別表第一 検査事項及び判定基準（施設及びその管理の状態に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
一	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
二	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
三	水槽上部の状態（二に掲げるものを除く。）	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
四	水槽内部の状態（二に掲げるものを除く。）	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。

五	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
六	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
七	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
八	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
九	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
備考 四の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間三センチメートルを超えない程度にあること。 九の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。		

別表第二 検査事項及び判定基準（給水栓における水質の検査）
（平 16 厚労告 87・一部改正）

番号	検査事項	判定基準
一	臭気	異常な臭気が認められないこと。
二	味	異常な味が認められないこと。
三	色	異常な色が認められないこと。
四	色度	五度以下であること。
五	濁度	二度以下であること。
六	残留塩素	検出されること。
備考 一の項から六の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。 一の項、二の項、四の項及び五の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 三の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約二百ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。		

六の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。

別表第三 検査事項及び判定基準（書類の整理等に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
一	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。
備考 水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。		

二 給水タンク及び貯水タンク

給水タンク及び貯水タンクに関する規定は、令第129条の2の5第2項「飲料水の配管設備」第五号にもあるが、本告示の規定は、これらタンクの構造上及び設置上の欠陥、又は維持管理上の不備などに起因すると考えられる飲料水の汚染事故が発生していることにかんがみて設けられたものであって、本告示の中では特に重要な事項の一つとして詳細に定められた。

本告示が定める規定に適合する給水タンク等の設計、施工については十分な注意が必要である。

また、ここでは、給水タンク等の構造を、これらタンクの設置位置に応じて、すなわち建築物の内部、屋上又は最下階の床下などの場所に設置する場合と、これらの場所以外の場所に設置する場合とに分けて規制することとしている。

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

ここでは給水タンク等が設置される場所を具体的に列挙している。これらの場所に設置される給水タンク等の構造上の規定が(1)から(9)にわたって定められている。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

本規定及び次の(2)の規定から、給水タンク等の構造は、具体的には、床置型に代表される構造形式となる。

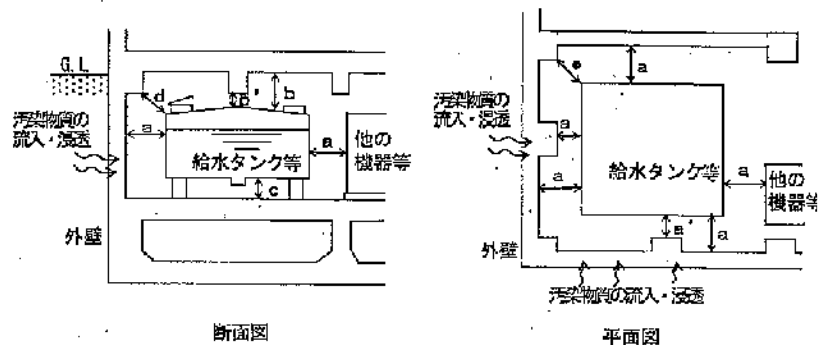
本規定の目的の第一としては、給水タンク等の外部から当該タンクへの汚染物質の流入、浸入等によるタンク内飲料水の汚染防止であり、目的の第二としては、当該タンクへの保守点検のために必要な空間を確保することである。そしてこの空間は給水タンク等の天井、底又は周壁等、タンクを構成するすべての部分にわたって確保されなければならない。例えば給水タンク等の形状が直方体である場合には、6面すべての面の表面と建築物の部分又は他の機器類との間に必要な空間が確保されていなければならないわけである。

すなわち、給水タンク等の外部から汚染物質が流入したり、浸透したりするおそれのある箇所の点検又はタンクからの漏水の疑いが生じた場合の漏水箇所の点検、さらには損傷箇所の修繕の作業等が容易に行えるような空間の確保が要求されているのである。

必要な空間は、保守点検、工具等の搬出入、人の出入り等が容易かつ安全に行えるような寸法とする。具体的には図2-6を参照されたい。

高置タンクの場合についても同様に、タンク周囲に空間が確保される必要があり、塔屋に水槽室を設けその中に設置することが望ましい。

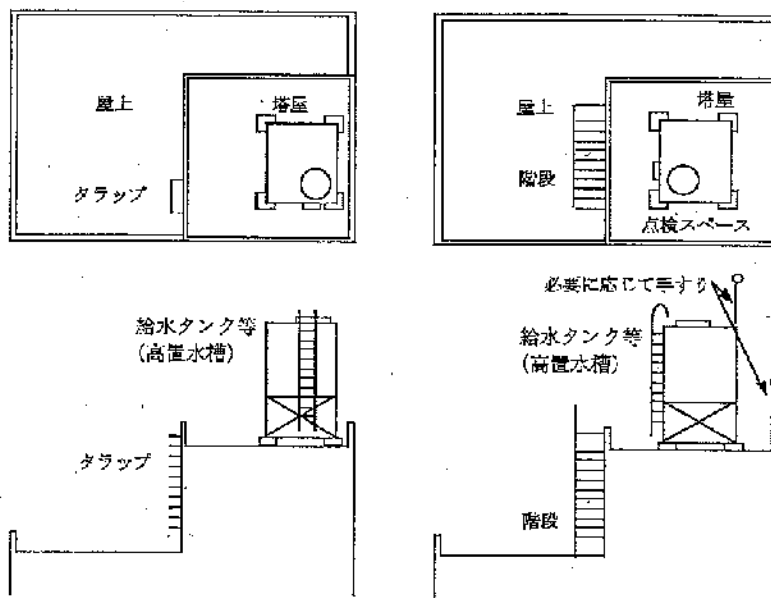
高置タンクを塔屋屋上に設置する場合、タンク周囲にスペースがなく、柵等もないと保守点検上非常に危険である（図2-7(a)参照）。保守点検用の用具を携帯するのに十分な保守空間及びそこにいたる通路が安全に確保されることが必要であり、転落防止用の柵も必要に応じて設置しなければならない。また、塔屋屋上に昇降するのに簡易なクランプのみの場合は危険であり階段を設けることが望ましい（図2-7(b)参照）。



断面図 平面図

a, b, c のいずれも保守点検を容易に行い得る距離とする（標準的には $a, c \geq 60\text{cm}$ $b \geq 100\text{cm}$ ）。また、梁・柱等がマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、 a', b', d, e は保守点検に支障のない距離とする（標準的には $a', b', d, e \geq 45\text{cm}$ ）。

図 2-6 給水タンク等の設置位置の一例



(a) 危険なタンクの設置例

(b) 安全なタンクの設置例

図 2-7 給水タンク等（高置水槽）の設置例

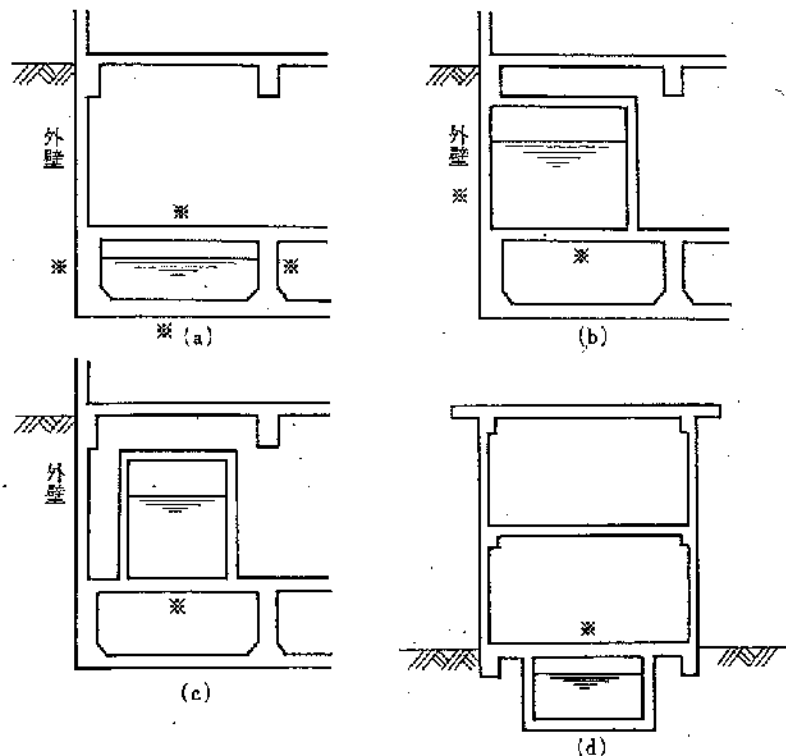
なお、給水タンク室等の内部は常に十分換気されていなければならない。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

建築基準法第2条（用語の定義）第一号に示されているごとく、建築設備は建築物に含まれている。しかし、給水タンク等自体は飲料水を貯留するための容器としてまったく独立して存在するものでなければならない。したがって、本規定は、給水タンク等の天井、底又は周壁は建築物のどのような部分とも兼用できないことを示している。先の(1)についての解説の際に述べたように、給水タンク等の構造を床置型と想定したゆえんもここにあるわけである。

かつては、建築物の地下階や、最下階の床下などに給水タンク等を設ける場合には、当該タンク

の天井又は周壁は、建築物の床スラブや外壁などを兼用することが一般的であったため、タンク外部から衛生上有害な物質の流入・浸透の危険が多く、このような事故も発生した。このような危険を排除するために給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分との兼用を禁止することにしたものである（図2-8参照）。



(a), (b), (c), (d)いずれも※の部分が建築物の床スラブや、外壁などを兼用しているの
で、第1第二号イの(2)に適合しない。

図2-8 建築物の一部を兼用している給水タンク等の設置例

（3）内部には飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

かつては、建築躯体の二重スラブ部分を利用した受水タンクにおいては、タンク内部の上部に飲料水以外の配管が設置されていて飲料水が汚染された事例もあった。給水タンク等の内部に飲料水以外の配管をすると、管の腐食・亀裂や施工不良、地震等による継手部分のゆるみなどにより漏水し給水タンク等が汚染される危険性がある。したがって、このような衛生上有害な物質の流入の危険性がある配管を禁止したものである。

ここでいう飲料水の配管設備は給水タンク等に接続する給水管、揚水管、オーバーフロー管等の配管設備のみに限定すべきである。したがって、給湯設備の膨張管は高置タンクに接続せず安全な場所に開放する。

飲料水の配管設備には、給水タンク等と水源を同一にした、あるいは飲料水配管設備に接続された消火設備等の配管設備も含まれるが、これについては、令第129条の2の5第2項第一号の解説を参照されたい。

既存タンクの内部には、他の配管が貫通した例がみられるが、これらは取り除くことが望ましい。

- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
- (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
- (ろ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

ここでは、マンホールの設置と、設置すべきマンホールの大きさを規定している。

ただし、給水タンク等の天井が、それ自体ふたとなっていて、取り外すことができる構造、又は開口できる構造となっている場合にはマンホールは必ずしも必要としない。

マンホールの構造としては、次に示す条件を満足するような措置を講じておく必要がある。ただし、圧力タンクのように内部が加圧されているものに関してはこのような措置は必要としない。(図2-9参照)。

- ① 保守点検をする者以外の者が容易に開閉できないような構造のものであること。
- ② 風圧や振動で容易にはずれたり、すきまができないような構造のものであること。
- ③ ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造のものであること。
- ④ タンク外部の清掃の際の汚れた水など、飲料水以外の水が流入しないよう密閉できる構造のものであること。

具体的には、マンホールの上縁が水槽上部と同一面であると雨水、清掃の時の洗浄水、ほこり等の浸入が考えられるので、タンクの天井より10cm程度立ち上げる。また、雨水等の流入防止を考慮してマンホールはパッキン入り若しくはすきまのない構造とし、みだりに開閉できないように施錠できるものとする。

なお、給水タンク等の天井面は1/100程度の勾配をつけることが望ましい(図2-10参照)。

マンホールの大きさに関しては、その形状が円形でなく、例えば矩形の場合は、60cm以上の円が内接することができるものであればよい(図2-11参照)。

このようにマンホールに大きさを規定したことは、給水タンク等の内部の保守点検を容易に行えるようにすることが目的である。

また、大きな給水タンク等の場合は、マンホールを2つ以上設けることが望ましい。

なお、小規模な給水タンク等とは、物理的に60cm以上の円が内接することができるマンホールを設けることができない場合である。

既存の給水タンクでマンホールのないものは、マンホールを設置することが望ましい。

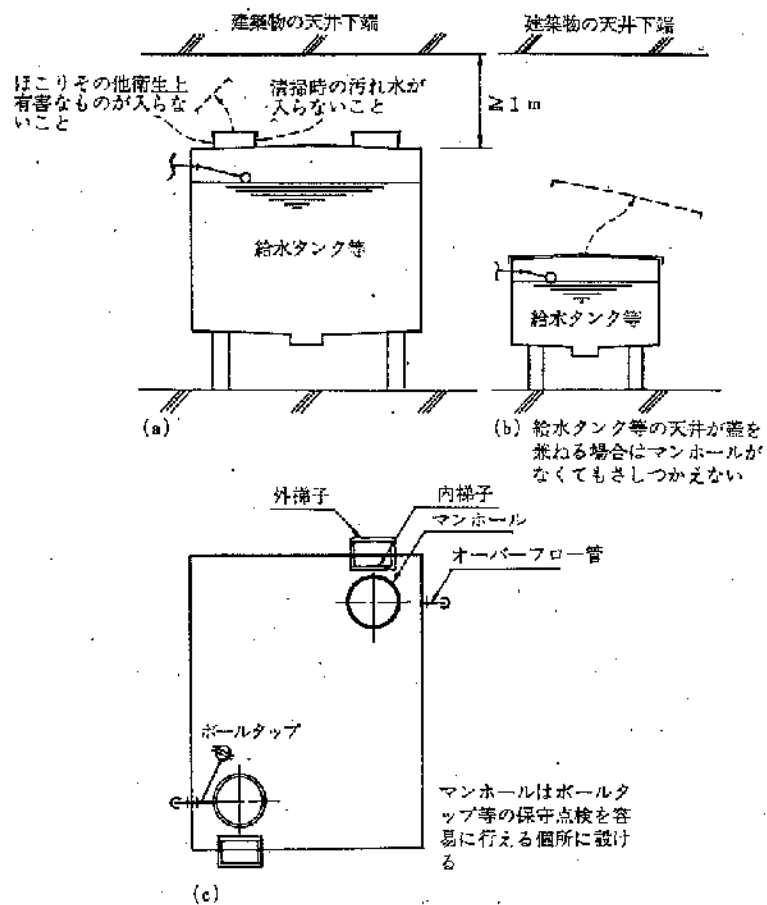


図 2-9 マンホールの取付け例

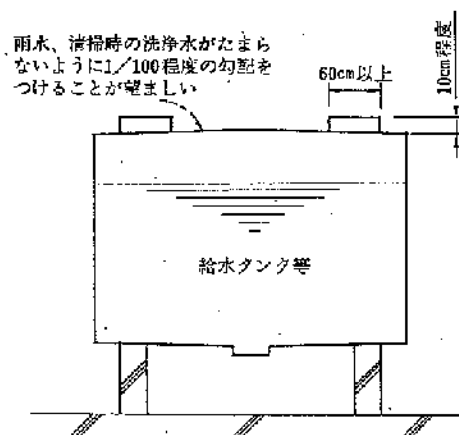
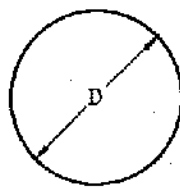
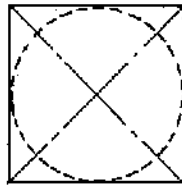


図 2-10 マンホールの取付け



$D \geq 60\text{cm}$



直径60cm以上の円が内接できる大きさ

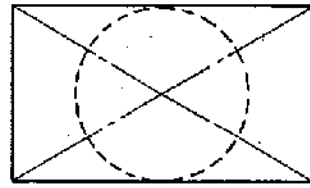


図2-11 マンホールの大きさ

(5)(4)のほか、水抜き管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

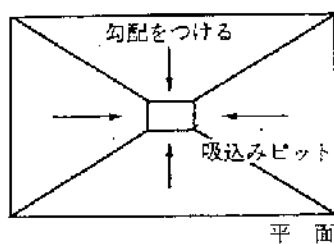
本規定は給水タンク等の清掃のため、タンク内の水を完全に排除するために必要な措置等を定めたものである。水抜き管の設置は、必要な措置のうちの1つを示している。このほかに必要な措置としては、タンク底部に1/100程度の勾配をとること、排水溝を設けること、さらには吸込みビットを設けることなどである。

勾配のとり方、排水溝、吸込みビット等の設置方法については規定に示されていないが、いずれにしても、給水タンク等の内部を常に衛生上安全な状態に保つための清掃が容易に行えるような万全の措置を講ずることが必要である(図2-12参照)。

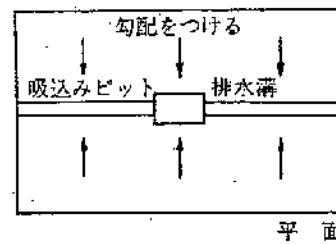
なお、タンク内の水の排除は水抜き管を経て行われるが、水抜き管の管端は一般排水管に直接接続せず、間接排水(本告示第3第一号口参照)としておかねばならない。

また、水抜き管は、タンク内の水をポンプで吸み上げることができる措置等の水抜き管に替わる他の方法が講じられている場合には、必ずしも必要ではない。

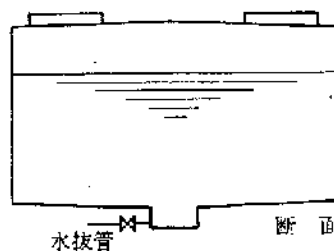
給水タンク等は、清掃時に衛生上支障をきたす断水を避けることができるような措置を講じておくことが望ましい。すなわち、給水タンク等を2以上のタンクに分割して設けるか、又はタンク内部に隔壁を設ける等の措置が、断水をせずに清掃を行うために有効である(図2-13参照)。



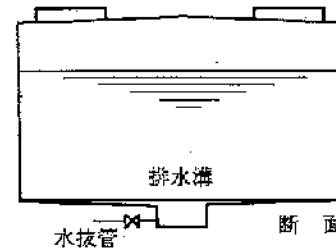
平面



平面



(a) 排水溝のない場合



(b) 排水溝のある場合

図2-12 水を抜くことができる構造

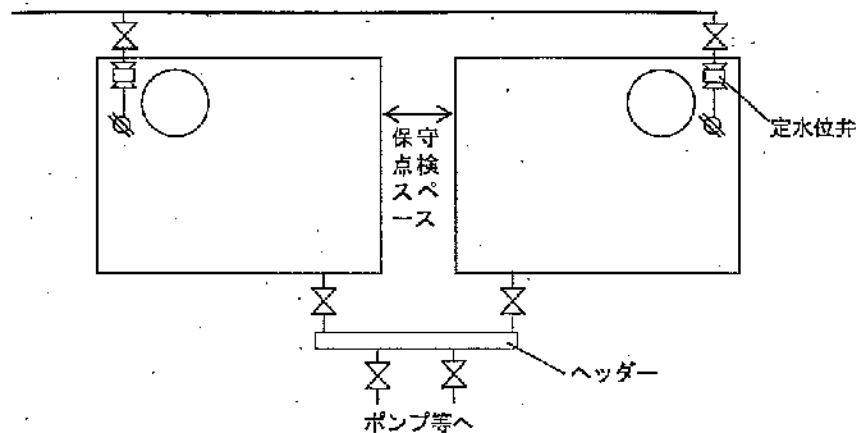


図 2-13 断水せずに給水タンク等を清掃するための措置

鉄板製タンクの場合、隔壁が1枚であると、片方を空にした状態での清掃時に結露し、塗装の塗りかえに支障をきたすので、隔壁を2枚入れて中間に空気層を設けるか、断熱材を挿入するとよい。この場合この空間は保守点検のための空間とはみなさない。

給水タンク等を2以上のタンクに分割して設ける場合は、これらタンクの設置間隔は、タンクの保守点検を容易に行うことができることを考慮したものでなければならない。さらに給水タンク等を経由して給水される飲料水が、給水タンク内で滞留し、停滞水となる箇所が生じないように配慮も必要である。例えば、水位制御をボールタップで行っている場合、ボールタップの給水開始高さを2槽等しくすることが困難なので、水位が下がっても給水開始位置が高く設定されている方の水槽にのみ給水が開始されて同方の水位が上昇し、もう一方の水槽に給水されない状態となる。この状態を防ぐには、水位制御を電極制御とすることである。

- (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

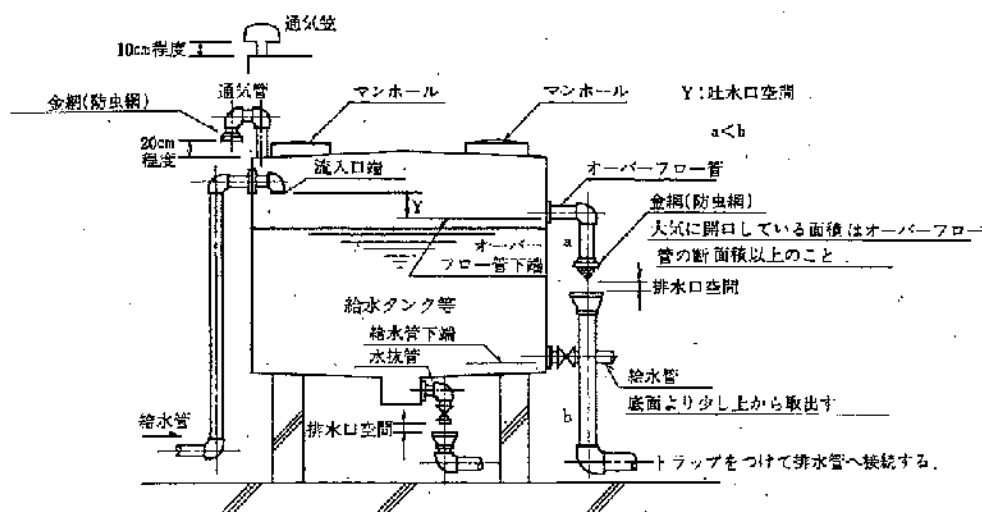


図 2-14 オーバーフロー管及び通気管の例

オーバーフロー管の設置とその構造を規定している（図2-14参照）。オーバーフロー管が給水タンク等の設置上不可欠な設備であることはいうまでもないが、その管端は間接排水とするため有効な排水口空間を確保して大気に開口しておかなければならない。

このオーバーフロー管の管端開口部からほこりその他衛生上有害なものがタンク内部に侵入するおそれがある。このようなことを防止するための有効な措置をオーバーフロー管に対して講じておくこととしている。

有効な措置としては、管端開口部に防虫網などを取り付けるか、又は間接排水箇所の管端と排水系統の水受け容器の間に防虫網などで覆う方法がある。

しかし、このような方法による場合、防虫網を取り付けることによりオーバーフロー管の有効断面積が縮小し、排水時の支障、又は間接排水箇所の排水口空間の保持に対する支障などが生じないように注意を払う必要がある。

また、流入口端とオーバーフロー管の下端との間に必要な吐水口空間を確保する。吐水口空間については、令第129条の2の5第2項第二号の解説を参照されたい。

（7）最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合には、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

図2-15に示すように、最下階の床下のタンク室などの浸水が溜まるような場所に給水タンク等を設ける場合は、オーバーフロー管から水が溢れる等の浸水により、給水タンク室が水浸しになり、オーバーフロー管から進入水が給水タンク等の内部に入り、飲料水が汚染されても気付かずに使用されるおそれがあるので、漏水検知器等の浸水を検知し警報する装置を設置する。

一般的には、給水タンク等の清掃時の水抜きなどのために排水ポンプが設置されるが、その場合でも、排水ポンプの故障等を考慮して、浸水を検知し警報する装置を設置することが必要である。この場合の浸水を検知し警報する装置には、排水槽に設置する満水警報装置を利用してもよい。

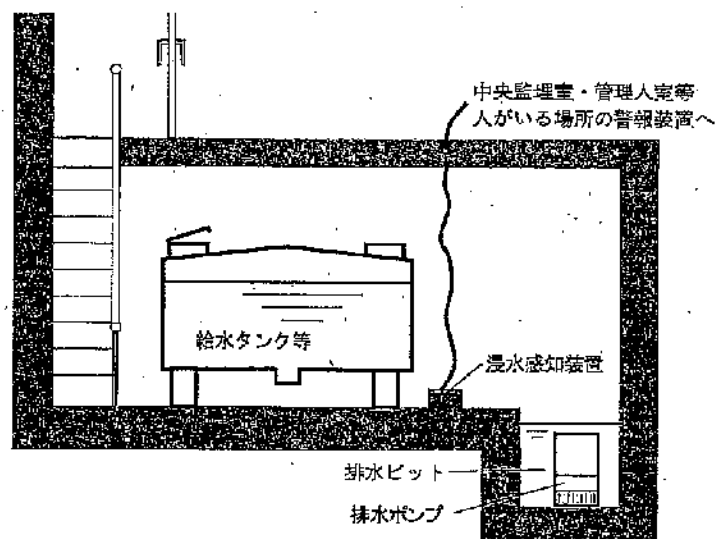


図2-15 浸水のおそれのある場所の警報装置例

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2m^3 未満の給水タンク等については、この限りではない。

ここでは通気のための装置の設置を規定し、かつ、この装置は衛生上有害なもののタンク内への浸入を防止できること、しかも、通気のための機能が有効に働くことなどの条件を満たすものでなければならない。

図2-14に示したオーバーフロー管の場合と同様、有害物質の侵入を防ぐ方法としては、防虫網などによることが多いが、この防虫網によって通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能低下をきたすことがないように注意しなければならない。

通気装置の開放場所は通気管の場合は室内でもよいが、室が狭い場合には、室内の換気を十分に確保しないと、通気管からの塩素によって、室内の鉄やステンレス鋼の部材の腐食が発生する。なお、排風機を設ける場合には、外気に直接開放する必要がある。

有効容量は最高水位（オーバーフロー管の下端等）と最低水位（給水管の下端等）との間を有効深さとして算出する。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和器等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

給水タンク等の上には機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ず上部の空間を利用してポンプ等を設置する場合の注意事項である。給水タンク等の上部に鉄骨架台を設ける等によりポンプ等を設置した場合、給水タンク等が汚染されるおそれがある。このような場合床を設けるとか、受け皿を設ける等の措置が必要である（図2-16参照）。

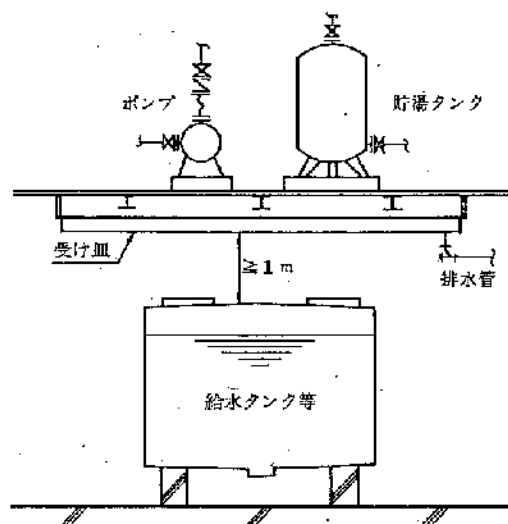


図2-16 給水タンク等の上部に機器類を設置した場合の措置例

排水管、油管、消火管、冷温水管等も給水タンク等の上に通さないのが原則であり、通さざるを得ない場合は、給水タンク等が汚染されないような措置を講じなければならない。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

イの場所以外の場所に給水タンク等を設ける場合について示されることになるが、イの場所以外の場所とは、具体的には建築物の外部ということになり、給水タンクは建築物とは密着せず、分離独立して設置されるものである。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

給水タンク等の底が地盤面下であり、なおかつ当該給水タンク等から衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合には、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによることとなっている。

なお、隣接地における衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの距離については、隣接地における当該施設の位置、構造また設置予定等、必ずしも的確には予測し難いので、原則としては隣接地については隣地境界線までの距離をもって判断する必要があるが、隣接地の土地利用状況が明らかであり、かつ、衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設が存しない場合には、必ずしも隣地境界線まで5 m以上の距離をとる必要がない場合もある。

給水タンク等の底が地盤面下にあるということは、タンクが地中に埋設あるいは半埋設された状態が考えられる。この場合、タンクから近い位置に規定の中で示されているような施設がある場合には、もしこれらの施設から衛生上有害な物質が流出した場合、給水タンク等は衛生上危険な状態におかれることとなる。

このような事態の発生を防止するためには、イの(1)の規定に従って給水タンク等は設置される必要がある。すなわち、建築物の外部に設置された給水タンク等は、規定に示された条件の下では、給水タンク等の外部から天井、底又は周壁の保守点検が容易に行えるように設置されなければならないわけである。そしてこのためには、タンク室を築造し、このタンク室に給水タンク等は設置される必要がある。

(3)から(8)の規定で定めたマンホール、水抜管、オーバーフロー管、通気のための装置等は、給水タンク等には必要な設備であり、これらを規定に適合させ設置することは当然である。

(2) (1) の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)に定めるところによること。

(1)の場合以外の場合とは、次の1)又は2)の条件を満たす場合である。

1) 給水タンク等の底が地盤面、又は地盤面より上にある場合

2) 給水タンク等からくみ取便所の便槽等衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m以上である場合

以上に示した1), 2) の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところとなっており、給水タンク等の構造形式を床置型として定められたイの(1)及び(2)の規定は除かれている。

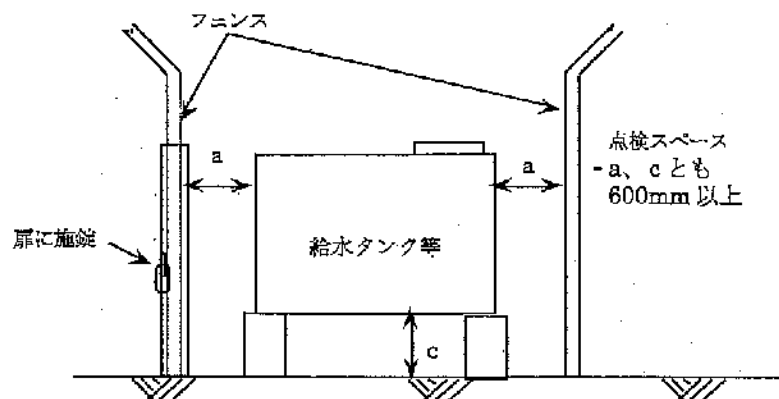


図 2-17 給水タンク等を外部に設置する例

しかし 1) の場合でも、給水タンク等の天井及び周壁を容易にタンクの外部から保守点検できる空間の確保は必要である。

1) 及び 2) の場合のいずれも、イの(3)から(8)までの規定によらなければならないので、マンホールを設置することのほか、水抜管、オーバーフロー管等も、衛生上支障が生ずることのないように設けなければならないわけである。

(1)、(2)のいずれの場合でも、図 2-17 に示すように、関係者以外が立ち入ることができないような措置を講じて、イの場合と同様に点検スペースを取って設置することが望ましい。

付録 1.1 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

健水発第 1221002 号
平成 19 年 12 月 21 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなりました。改正令及び改正規則の施行は平成 21 年 4 月 1 日ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を計画する施設が増えてくることが考えられます。

つきましては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その設置にあたりましては、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、消防庁より平成 19 年 12 月 21 日付消防予第 390 号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙 1 のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和 36

年政令第 37 号) 第 12 条第 2 項第 4 号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について情報提供すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して、水道が断水のと看、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

その際、

- ① 災害その他正当な理由によつて、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分發揮されない状況が生じても水道事業者に責任がない。
- ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知される。

等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。

- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

- (6) 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる地域においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう指導すること。

2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60L（120L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

3 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2(1)及び(2)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談するよう指導すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防法令で規定された

消防用設備等として必要な事項については、消防法で規定された消防設備士等が所管消防署等に提出するので、水道利用者からの問い合わせ等に備えて、当該設備の水圧、水量の設計方法など必要な情報については、各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）から情報を収集すること。

1.2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

健水発第0908第1号

平成27年 9月 8日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

（公 印 省 略）

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）のヘッドが火災を感知したにも関わらず、放水しなかった事案が発生しました。当該事案は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第14条第1項第10号ハの規定に基づく「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）第4号による配管（硬質塩化ビニル管）の施工上の不具合（別紙）が原因であったと推定されています。スプリンクラー設備については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その施行にあたりまして、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

また、消防庁より平成27年9月4日付消防予第351号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 施工上の留意事項

（1）作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

（2）接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

（3）十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における

養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

2 指定給水装置工事事業者等への注意喚起

(1) 給水装置工事審査時等

給水装置工事審査時等に、スプリンクラー設備の配管に硬質塩化ビニル管を用いることが把握できた時点で、指定給水装置工事事業者及び主任技術者に対し上記 1 の施工上の留意事項を周知されたいこと。

(2) 消防法に基づく検査時（配管及び管継手の施工状況の確認）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査等において、ヘッドの取り付け部付近の配管及び管継手の施工が適切に行われているか確認する際には、次のアからウに留意すること。

ア 天井板の取り付け後にヘッドの脱着を行う場合には、施工状況により困難となることがあること。

イ ヘッドの脱着を行う際は、給水栓用ソケットと配管の接合部分に過度な力が加わり接合不良とならないよう、給水栓用ソケットを確実に保持し、作業すること。

ウ ヘッドと給水栓用ソケットのねじ込み接合に液状シール剤を用いる場合は、液状シール剤が固着するとヘッドの脱着が難しくなるため、シール剤を塗布する前に配管と給水栓用ソケットの接合状況を確認する必要があること。

(3) 講習会等での周知

指定給水装置工事事業者に対する講習・研修等の機会において、上記 1 の施工上の留意事項を周知されたいこと。また、給水装置工事主任技術者等に対する研修においても、上記 1 の施工上の留意事項が周知されるよう指定給水装置工事事業者に対し、助言、指導に努められたいこと。

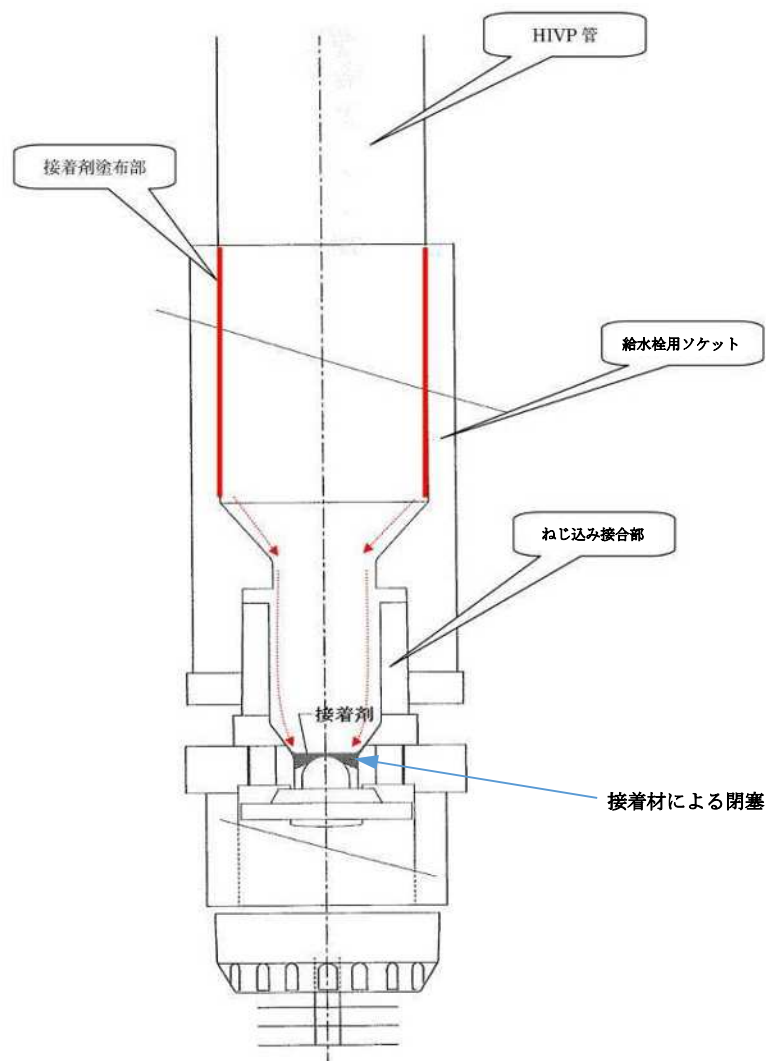


図1 接着剤塗布部からスプリンクラーヘッド部分に流下する接着剤(推定)

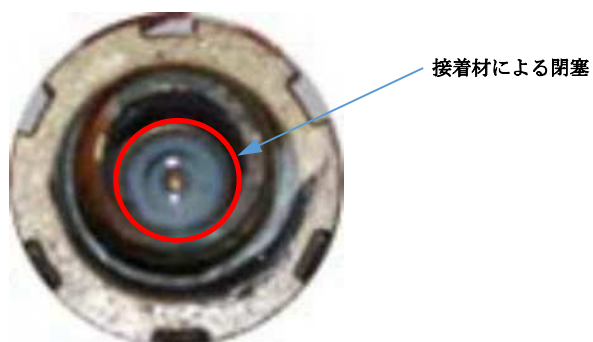


図2 スプリンクラーヘッドの内部で固着した接着剤(白色部分)

1.3 給水装置の設置に当たり他人の土地を使用するための承諾書の提出及び給水義務の考え方について

生食水発 1128 第 1 号
平成 28 年 11 月 28 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

給水装置の設置に当たり他人の土地を使用するための
承諾書の提出及び給水義務の考え方について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

今般、給水装置工事の申込みに際して、給水装置の設置に当たり、他人の土地を使用するための承諾書の提出を求めることと、給水義務との考え方について、下記のとおり整理しましたので、貴水道事業における給水装置工事の申込みを受ける際の対応について遺漏なきようお願いいたします。

記

水道の需要者が給水装置を設置するに当たり、他人の土地を使用する必要がある場合においては、その工事の申込みに際して、工事に伴う紛争を未然に防止する方法として、水道事業者が申込人に対し、当該土地の所有者からの承諾書の提出を求めている例があると承知している。

このような手続は、給水装置工事の円滑な施行に資するものであるが、一方で、申込人が承諾書を得るために金銭を要求される、土地の所有者と連絡を取ることができず承諾書を得ることができない等の事情も生じている。

水道事業者には水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 15 条第 1 項により、「事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」という給水義務が課せられており、上記のような事情において、承諾書の提出が無いことが、当該給水義務を解除する正当の理由には当たらないと考えており、水道事業者は、承諾書の提出がないことのみをもって、給水装置工事の申込みを拒むことのないよう、対応をお願いしたい。

なお、工事施行に関する土地の所有者との調整等について申込人が一義的に対応することを確認した上で工事の申込みを受理すること、当該土地を使用しないよう別の工事の方法を提案すること等の対応について否定するものではない。

また、当該土地の所有者等との間に紛争が生じ、申込人から法律的な相談を受けた場合には、法テラスや弁護士会等の相談窓口を紹介することも検討されたい。

※ なお、法テラスは、情報提供業務として、利用者（対象者の限定なし）からの問合せ内容に応じて、法制度や関係機関の相談窓口（弁護士会等）に関する情報を無料で提供しており、問合せ内容からして弁護士等による法律相談・事件受任等が適当である場合には、資力の乏しい者に限り、民事法律扶助業務として、無料の法律相談、弁護士費用等を立て替える代理援助、裁判所提出書類の作成費用を立て替える書類作成援助を実施している点に留意する必要がある。

以上